

春日部市憩いの家条例の一部を改正する条例

春日部市憩いの家条例（平成１７年条例第１０２号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
(使用料) 第10条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付) 第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 憩いの家の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由により憩いの家の施設等を使用することができないとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 (委任) 第13条 (略)	(委任) 第10条 (略)

- (3) 附則の次に次の別表を加える。

別表（第１０条関係）

春日部市憩いの家使用料

施設の名称	使用単位	使用料（円）
薬師沼憩いの家	入館するとき。１人につき １日	２００
大池憩いの家	入館するとき。１人につき １日	２００
多目的ホール	１時間	５５０

	会議室	1 時間	1 0 0
--	-----	------	-------

備考 多目的ホール又は会議室（以下「多目的ホール等」という。）を使用する者は、入館するときの使用料の納付を要しないものとする。ただし、多目的ホール等を使用する者が、多目的ホール等以外の施設を使用するときは、入館に係る使用料を別に納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表に規定する多目的ホール又は会議室の使用料は、平成19年10月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。